

杵築市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度実施要綱

(平成29年11月1日 杵築市告示第51号)

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等が不正取得された場合において、本人にその旨を通知することにより、不正取得による本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に規定する住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）、戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び届出書の記載事項証明書をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等の交付申請書（職務上請求書を含む。以下「交付請求書」という。）に交付請求対象者として記載された者（本人の法定代理人を含む。）をいう。

(4) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

(5) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

（本人への通知）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を本人に通知できるものとする。ただし、不正取得をされた住民票の写し等に係る交付請求書が保存年限を経過し廃棄されているときその他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。

(1) 住民票の写し等を取得した者が、住基法第46条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定の違反事件に係る判決又は決定が確定した場合

(2) 国、県等からの通知その他の方法等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行ったことが明らかになった場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長がこれらの場合に準ずると認めた場合

2 前項第3号における通知は、市長が当該取得者に対し、様式第1号による書面により弁明内容を含む疎明資料の要求を行い、通知の日から14日以内に様式第2号による書面により回答がなかった場合又は弁明内容を含む疎明資料から当該請求が正当と認められない場合に限るものとする。

（本人への通知の方法）

第4条 前条の規定により本人に通知する場合には、あらかじめ様式第3号により、本人に連絡した上で、口頭又は様式第4号その他適宜の方法により、杵築市個人情報保護条例（平成17年杵築市条例第14号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 交付した証明書の種類及び通数
 - (2) 交付年月日
 - (3) 本人の住所又は本籍
 - (4) 本人の氏名
 - (5) 不正請求した者の氏名及び住所
- (開示請求)

第5条 第3条の規定による通知を受けた者から、当該請求書の写しの交付を求められた場合は、条例の定めるところによる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、不正取得に係る本人への通知に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様

杵築市長

住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関する疎明資料の提出に
ついて

あなたには、住民基本台帳法違反、戸籍法違反で有罪の判決がされています（〇〇からの通知により、不正取得をした事実が明らかになっております）が、本市に対して行った次の住民票の写し等の交付請求についても、正当なものであるか疑義があります。

つきましては、あなたが当該請求により本市から取得した住民票の写し等が不正に取得したものでない場合は、疎明資料を添付し、別紙様式による回答書を 年 月 日までに提出してください。

期限までに回答をいただけない場合又は弁明内容を含む疎明資料から当該請求が正当と認められない場合については、あなたによる住民票の写し等の取得を不正な請求による取得であるものと認め、被取得者に対して、取得された事実を通知します。

整理 番号	請求年月日	請求内容	疑義の理由

- (注) 1 回答期限は通知の日から14日以内
2 回答欄は、交付請求が3件以上ある場合は、必要に応じて増やして記載する。

様式第2号（第3条関係）

回答書（疎明資料提出書）

年 月 日

杵築市長

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で通知のあった住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関して、疎明資料を添付のうえ、次のとおり回答します。

整理番号	請求年月日	請求内容	不正取得でない理由	疎明資料

（備考）

各請求書による住民票の写し等の取得が不正な請求によるものではないことが判断できる資料を添付してください。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

杵築市長

住民基本台帳事務等に関するお知らせについて

日頃から市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

突然このようなご連絡を差し上げ申し訳ございませんが、本市の住民基本台帳事務（又は戸籍事務）に関する事で、あなた様に至急ご説明させていただきたいことがございます。

つきましては、お忙しい中誠に恐れ入りますが、あなた様から下記の担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1 担当者
- 2 連絡先

様

杵築市長

住民票の写し等の不正取得に係る本人通知書

住民基本台帳法又は戸籍法の規定により交付した下記の証明について、不正取得によるものであることが判明しましたので、杵築市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 不正取得の内容

- (1) 交付した証明書の種類及び通数
- (2) 交付年月日
- (3) 本人の住所又は本籍
- (4) 本人の氏名
- (5) 不正取得した者の氏名及び住所